

2024,06,25 NO. 276

申
43
号



新幹線における保線業務及び組織の見直しに関する申し入れ

2023年度申3号にて共通認識を図るも

6/25 新幹線統括本部へ提出

職場で施策に対する質問や不安を述べるも「検討中」「継続議論」と

解決に至らないまま課題が放置された状況が続いていることから、申43号を提出!



申し入れ項目

1. 新幹線における保線業務の見直しにおいては、異常時対応能力が低下しない体制を構築すること。
2. 新幹線線路設備モニタリング車が走行できない区間の検査及び本線の各種検査で明記されていない検査項目を具体的に明らかにすること。なお、これら検査を実施する際には、直轄及びパートナー会社が行えるように体制を構築すること。また、SMART-R、SMART-Gを個別で運用する場合は、検査時期を重複しない運用とすること。
3. 本施策を円滑に遂行するため、一気通貫の計画業務の教育を十全に実施すること。
4. 諸設備点検の対象設備を明確にし、点検漏れを発生させないこと。
5. レール検査（損傷）【臨時】をJR直轄で行えるよう、要員の確保や教育体制を構築すること。
6. フレックスタイム適用外の夜間作業回数の上限を計画段階で7回/月とすること。また、連続夜間作業回数の上限は2回とすること。
7. 企画（安全・教育）、勤務作成、備品や材料関係の決裁権等の業務の運用を派出においても実施できるよう体制を構築すること。

将来にわたり安全で質の高い新幹線輸送サービスを構築していくためには、新幹線技術に精通した人材育成と現場力を創造することが必要不可欠だ！